

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 輝北風力発電事業 I
更新計画 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和 5 年 6 月 2 7 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 輝北風力発電事業 I 更新計画 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第 4 6 条の 1 7 第 2 項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第 4 6 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、同条第 2 項の規定に基づき、鹿児島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第 2 7 条の規定に基づき公告及び縦覧(1 か月間)し、住民へ周知することとなる。

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成 3 0 年 6 月 2 9 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 3 0 年 9 月 1 4 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成 3 0 年 9 月 2 6 日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 元 年 6 月 1 2 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 元 年 8 月 1 5 日
鹿 児 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 元 年 1 1 月 1 5 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 元 年 1 2 月 2 日

＜環境影響評価準備書＞

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 3 年 1 0 月 2 7 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3 年 1 2 月 2 8 日
鹿 児 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 4 月 2 7 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 5 月 1 2 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 4 年 7 月 1 5 日

＜環境影響評価書＞

環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和 5 年 6 月 9 日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	令和 5 年 6 月 2 7 日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、野田

電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)